

和歌山県関係人口創出・拡大プロモーション動画制作業務委託プロポーザル実施要領

和歌山県では、関係人口創出プラットフォーム「わかやまFUNBASE」を運用し、県内で地域づくりに取り組む魅力的な人や団体（以下、「地域の人・団体」という。）の情報を発信するとともに、地域の活性化や地域活動に関わりを持ちたいと考える方と繋がる（マッチング）機会を提供することで、関係人口の創出と継続的な交流による関係の深化を目指しています。

地域の人・団体の活動事例、並びに地域との多様な関わり方を動画コンテンツとして広く発信することにより、県内における関係人口創出・拡大を図るため、本業務を効率的かつ効果的に実施する民間企業、NPO法人、その他の団体（以下、「民間事業者等」という。）を募集し、プロポーザル方式で委託候補者を選定します。

1. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度和歌山県関係人口創出・拡大プロモーション動画制作業務

(2) 業務内容

別紙「委託業務仕様書（案）」のとおり

(3) 提案限度額

金2,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2. 応募資格

応募できる者は、業務内容を的確に遂行する能力を有する民間事業者等であり、次に掲げるすべての要件を満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っている者ではないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。

- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者ではないこと。

3. スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和8年8月17日（月）
公募要領等に関する質問締切	令和8年8月24日（月）17時まで
質問への回答	令和8年8月28日（金）
応募表明締切	令和8年9月2日（水）17時まで
企画提案書類提出締切	令和8年9月10日（木）17時必着
選定結果の通知	令和8年9月17日（木）頃（予定）
契約期間	契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 質問

プロポーザルに応募に当たって質問事項がある場合は、質問票（様式8）を提出してください。

なお、口頭による質問は受け付けません。

- (1) 受付期間 令和8年8月24日（月）17時まで
- (2) 受付方法 電子メール、持参又は郵送
- (3) 提出先 和歌山県地域振興部地域政策局地域振興課
- (4) 提出先メールアドレス e1001001@pref.wakayama.lg.jp

※質問への回答は、令和8年8月28日（金）までに、地域振興課ホームページに掲載します。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022200/index.html>)

※公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため、提案内容の優劣に関する質問、他の応募者の提案状況に関する質問、積算に関する質問等は受け付けません。

5. プロポーザルへの応募表明

本プロポーザルに応募する場合は、プロポーザル応募表明書（様式9）を提出してください。

- (1) 提出期限 令和8年9月2日（水）17時まで
- (2) 提出方法

持参、郵送もしくは電子メールにより上記の提出期限内必着にて提出してください。なお、受領確認を月曜日から金曜日の9時から17時45分までの間で地域振興課あてに電話にて行ってください。

メール：e1001001@pref.wakayama.lg.jp

電 話：073-441-2930

持 参：和歌山県地域振興部地域政策局地域振興課

(3) その他

応募表明後、辞退する場合はプロポーザル応募辞退届（様式10）を上記5（2）あてに提出してください。（提出方法は上記5（2）と同じ）

6. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の提出

次に掲げる書類を提出してください。

ただし、企画提案書類の提出日において、「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、書類⑤～⑪の提出を省略することができます。

なお、各書類の説明については、提出書類一覧（別紙1）を参照し、様式の指定があるものは必ず作成の上、提出してください。

- ① 応募申請書（様式1）・・・1部
- ② 応募資格に反しない旨の宣誓書（様式2）・・・1部
- ③ 企画提案書（様式3）・・・正1部、副（写し）4部
- ④ 見積書（様式4）・・・正1部、副（写し）4部
- ⑤ 提案者の概要に関する調書（様式5）・・・1部
- ⑥ 役員等に関する調書（様式6）・・・1部
- ⑦ 直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類・・・1部
- ⑧ 登記事項証明書・・・1部
- ⑨ 印鑑証明・・・1部
- ⑩ 国税に未納の税額がないことの証明書・・・1部
- ⑪ 都道府県税（法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）に未納がないことの証明書・・・1部
- ⑫ 提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式7）・・・1部

ただし、県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。

(2) 提出期限 令和8年9月10日（木）17時必着

(3) 提出曜日 月曜から金曜まで（ただし、祝日及び休日は除く。）

(4) 提出時間 9時から17時45分まで（最終日は17時まで）

(5) 提出場所 和歌山県地域振興部地域政策局地域振興課（県庁本館4階）
和歌山県和歌山市小松原通1-1
電話：073-441-2930

(6) 提出方法

地域振興課まで持参又は郵送により上記の提出期限及び提出時間内必着に

て提出してください。なお、郵送により提出した場合は、受領確認を地域振興課あてに電話にて行ってください。

7. 企画提案書記載事項

企画提案書作成にあたり、本要領及び別紙「委託業務仕様書（案）」に基づき、以下の内容を記載してください。

ア 実施計画

（ア）コンセプト、基本方針

（イ）構成、出演候補者（委託業務仕様書（案）3（3）規格の動画①10本のうち1本および動画④は絵コンテを利用して内容を提案すること）

（ウ）スケジュール

（エ）情報発信（「わかやまFUNBASE」の活用にも効果的と思われる情報発信などについて方法や回数等を提案すること）

（オ）再委託の内容、再委託先選定方法、予定金額などを含めた外部委託方針（業務の一部について再委託を予定している場合のみ）

イ 実施体制

（ア）業務実施を行う上での人員配置（責任者を明記）

（イ）本事業に類する事業の実施実績等

8. 委託事業者の選定及び評価方法

県が別に定める委員により組織された「和歌山県地域振興部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、以下の審査方法により、契約候補者を選定します。

（1）書類審査

企画提案書類等について、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容及び事業の実施能力等を審査項目に基づき採点し、最も評価の高い者を委託候補者として選定します。

（2）審査項目及び審査内容

提案のあった事業内容について、別紙2に記載の審査内容の項目に基づき数値で評価し、契約候補者を選定します。

（3）委託候補者の決定

選定委員が提出書類により審査・評価・採点し、評価点数の合計が満点の6割以上である企画提案を行ったもののうち、最高評価点の応募者1者を委託候補者とします。

最高評価点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な応募者を委託候補者とします。

応募者が1者のみの場合、審査結果において各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該応募者を委託候補者とします。

審査員の1人以上が「1点（たいへん劣っている）」の評価をした審査項目があった場合は、原則、選定の対象としません。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和8年9月17日(木)頃（予定）に、文書にて通知するとともに、以下の内容を地域振興課ホームページにて公表します。

- ① 委託候補者の名称及び評価点
- ② 不採択の応募者の評価点（応募者名は公表しません。）

9. 参加に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の応募者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ③ 契約候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 公募要領に違反すると認められる場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 1（3）の提案限度額を超えた見積額を提示した場合

(3) 著作権、特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを利用した結果生じた責任の一切は、応募者が負うものとします。

(4) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。

(5) その他

- ① 書類作成において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- ② 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡ください。

10. 見積書作成に当たっての注意事項

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、委託期間中の本業務に係る

費用の見込み額とします。

1 1. 委託契約について

(1) 契約の締結について

選定委員会で選定された契約候補者と県は、条件等について協議の上、委託業務仕様書（案）案の内容を確定し契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは契約候補者が契約を辞退した場合には、評価点が次点の者と協議することとします。

また、企画提案の内容については、契約候補者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求めることがあります。

(2) 契約保証金

委託契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付してください。

なお、契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、地方自治法施行令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによります。

1 2. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合には、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務

委託業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。委託業務終了後も同様とします。

(4) 財産権の取扱

事業の実施により生じた著作権、特許権等の知的財産権は、県に帰属することになります。

1 3. 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1－1

和歌山県地域振興部地域振興課（担当：谷中、横畑）

T E L：073－441－2930

E－mail：e1001001@pref.wakayama.lg.jp